

会議名	平成25年度第3回港区指定管理者選定委員会
開催日時	平成25年7月25日(木曜日) 午後1時30分から午後4時まで
開催場所	区役所4階庁議室
委員	(出席者) 田中副区長(委員長)、杉本企画経営部長(副委員長)、小柳津総務部長(副委員長)、大澤企画課長、野上区役所改革担当課長、佐藤財政課長、所総務課長、湯川契約管財課長
出席所管課長	①菊池人権・男女平等参画担当課長、②後藤高齢者施策推進担当課長、③大竹障害者福祉課長、 ④白井生涯学習推進課長
事務局	多田指定管理者制度担当係長、黒川指定管理者制度担当
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 指定管理者の選定について ①男女平等参画センター ②介護予防総合センター ③生活寮 ④スポーツセンター、運動場及び武道場 ⑤生涯学習センター及び生涯学習館 3 閉会
配付資料	[席上配付] 資料1～5 指定管理者候補者選定対象各施設 ・指定管理者候補者選定調書(公募用) ・指定管理者候補者選考委員会報告書 ・指定管理者応募者提案内容の比較表 ・職員配置表 ・選考委員会採点表 ・指定管理者指定申請書 ・選考委員会議事録
会議の結果及び主要な発言	
菊池人権・男女平等参画担当課長 杉本委員 菊池課長 湯川委員 菊池課長 多田指定管理者制度担当係長 菊池課長 委員長 菊池課長	議題1 指定管理者の選定について①(男女平等参画センター) (所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明) 指定管理料の金額は昨年度との比較はどのようなのですか。 開館日と時間が拡大しているので増額しています。 事業運営費が2位の事業者は指定管理者候補者の半分くらいしかないので、事業運営費にはどのようなものが含まれていますか。それと、人員配置の正規と非正規にそれぞれ常勤と非常勤という区分がありますがどのように区分していますか。 指定管理者候補者の非正規職員も現状と変化はありませんか。 事業運営費は、イベントが多いので経費が多くなるということではないと思います。 区が定める雇用区分により、指定管理者が給料を払って任期の定めのないものが正規、有期雇用の場合などは非正規として区分しています。また、勤務時間により、常勤・非常勤を区分しています。 指定管理者候補者の職員配置は、基本的に現在と同じです。 現在と比較してどこが変わっているのですか。 新しい視点として、新たな利用者として男性の獲得、複合施設を活かした消費者センター、介護予防総合センターとの連携事業の実施、それから現在の推進団体やサ

	<p>一時的な団体を育成して、男女平等参画の拠点として条例を改正し位置づけた拠点施設にふさわしい団体を育成することを目指しています。</p>
委員長	<p>区との連携については、どうですか。</p>
菊池課長	<p>引続き、運営協議会を設置して区と館長と事務リーダーと運営者のグループの代表者とともに運営していくことを考えています。</p>
委員長	<p>委員意見も踏まえ、目標を定めて、重点的な取組をお願いします。特に連携については、消費者センターは直営ということ、介護予防総合センターは指定管理者の施設ですが、具体的には行政が動く必要があると思います。</p> <p>他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、指定管理者候補者を承認します。(結論)</p>
後藤高齢者施策推進担当課長	<p>議題1 指定管理者の選定について②(介護予防総合センター) (所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明)</p>
野上委員	<p>評価が高い点として、職員を多く配置するという点ですが、人件費は当然高くなります。職員構成や配置の仕方などで何かプラスのポイントはありますか。</p>
後藤課長	<p>運動系の介護予防事業に携わる健康運動指導者が多いので、利用者の安全・安心が確保されます。また作業療法士や言語聴覚士などの配置により、区民の介護予防のきめの細かさや事業開発等、より専門性の高い事業展開ができると評価されたものと考えています。</p>
野上委員	<p>プラチナモデルというのはどのような意図があるのですか。</p>
後藤課長	<p>港区で展開される介護予防に関するモデルを構築して日本や世界に発信していくように取り組んでいくとのことでした。</p>
野上委員	<p>落選事業者の1つは、他の施設で指定管理者になっている事業者なのですが、どのような評価になっていますか。</p>
後藤課長	<p>プレゼンテーションの中で、現在の指定管理者の施設から担当者を介護予防総合センターに異動させて配置するという説明があり、現在の施設への対応として疑問がありました。</p>
大澤委員	<p>提案事業に「大規模調査」とありますが、介護予防総合センターとして実施するのですか、それとも企業として実施するのですか。</p>
後藤課長	<p>区が地域調査として介護予防事業に関するアンケートを毎年実施していますが、介護予防総合センターの指定管理業務に入っていますので、それを踏まえた提案です。</p>
大澤委員	<p>利用者というよりも区民一般を対象としていますか、指定管理業務なのですか。</p>
後藤課長	<p>介護予防総合センターの役割の中に調査・研究がありますので、その一環で関わっていただきます。</p>
所委員	<p>人件費の割合は、どうですか。</p>
後藤課長	<p>同種の施設として、府中市は高齢者人口が約5万人で、港区より1万人多いくらいですが、介護予防推進センターがあり、年間の指定管理料が約1億7,600万円で、人件費が約1億3,000万円です。業務量の違いはあると思いますが、それほど見当はずれではないと考えています。</p>
委員長	<p>いきいきプラザとの連携で地域の人たちを元気にすることを含めて、介護予防総合</p>

後藤課長 委員長	センターの役割は審査のポイントにはなっていないのですか。 連携については、第一次審査の計画書類で評価をしました。 他施設の利用者から、介護予防総合センターに来てほしいという連携の考え方はあるのですか。
後藤課長 委員長	例えば保健所との連携では、メタボ予防は脳卒中予防と重なる部分が多いので、高齢者だけでなく、40代から事業を考えてみたいという提案がされました。 区との関わりで、指定管理者候補者はどのような心構えをしていますか。
後藤課長 委員長	港区は多くの資源を持ち、先進的な施策を進めている中での新施設として、ぜひやっていきたい、区と協議しながら、全社をあげて取組んでいきたいという決意表明がありました。 港区として介護予防総合センターを活用してどんなことをしていくのかを考えていく必要があります。ぜひ指定管理者と協議をしながら進めてください。但し、先ほどの調査については、区がやっていた調査を指定管理者が実施することについては、少し疑問があります。研究業務は調査まで含めていないのではありませんか。区として調査するというので、協議してください。
後藤課長 大澤委員	わかりました。誤解のないように進めていきたいと思います。 麻布地区いきいきプラザの指定管理者ですが、ほかの地区のいきいきプラザと平等に連携することは確保できますか。
後藤課長 委員長	主従関係ではなくコミュニケーションを密にとっていきたいとのこと。 開設準備いつから始めるのですか。
後藤課長 委員長	指定議決後には協議を始めたいと思っています。平成26年4月から7月開設までの3か月については、介護予防プロジェクトは継続していますので、この事業を進めながら指定管理者の業務へ円滑に移行していきたいと思っています。 3か月の範囲内で準備をするのですね。調整をお願いします。 他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、指定管理者候補者を承認します。(結論)
大竹障害者福祉課長	議題1 指定管理者の選定について③(生活寮フレンドホーム高浜) (所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明)
大澤委員	応募事業者は1者でしたが、他に問い合わせなどもなかったのですか。
大竹課長	全くありませんでした。
大澤委員	委員意見で「世話人の性別に配慮した提案を出してほしかった」とありますがどう いうことですか。
大竹課長	今回、世話人にはすべて女性を配置するというものでしたが、男女が利用する可能性があるので、世話人の一部を男性にするという提案があってもよかったのではないかとというやりとりがありました。
杉本委員	審査委員に弁護士へ依頼しましたが、これは何か理由がありますか。
大竹課長	障害者関係で弁護士へ相談することがよくありますので、依頼しました。
杉本委員	法律上の相談ですか。
大竹課長	ケースワーカーがいろいろ悩むことがあります。どういう対応が法律上正しいのか、

小柳津委員	相談をしています。成年後見制度など障害者の処遇に関して詳しい弁護士です。
大竹課長	最低基準点の考え方はありましたか。
委員長	ありませんでした。結果の点数から、事業者を選考することについて否定的な意見はなく、概ね妥当だろうという結論でした。
大竹課長	応募事業者が1者の場合にどうするか、最低基準点を定める必要がありますか。6割に満たないような場合は、悩むところです。
委員長	第1次審査の財務状況分析・資金計画分析でも特にマイナス点はなく、さらなる提案があればという意見はありましたが、選考に関しては問題はないということでした。
委員長	応募は1社で、最低基準点に達しないとその事業者は選考しないと対応が必要かもしれません。障害者を取り巻くさまざまな法律環境も変化しているので十分対応していただきたいと指定管理者候補者へ伝えてください。 他になれば、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、指定管理者候補者を承認します。(結論)
白井生涯学習推進課長	議題1 指定管理者の選定について④(運動場、スポーツセンター、武道場) (所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明)
委員長	簡単に言うと、指定管理者候補者を選考した決め手は何ですか。
白井課長	指定管理者候補者については、「苦情対応・接遇対応の評価、広報についての評価、地域との関わり・連携を重視している、強い意欲がある」などの意見が出ています。
委員長	新スポーツセンターでこの指定管理者は、質の高いサービスの提供として、障害者・高齢者あるいは他の施設と連携などの民間事業者のノウハウやアイデアを生かした提案があつて、区民・利用者にとって効果的であるとか、具体的な記載がなければいけないと思います。
白井課長	選考理由に「介護予防総合センターとの積極的な連携やトレーニングマシンの設置」「フェイスブック・ツイッターの活用など情報発信に取り組んでいる」と記載しています。
委員長	審査委員の発言からは選考理由が読み取れないので、整理しておいてください。
白井課長	細かいところはありましたが、議事録はかなりまとめてしまっています。
委員長	選考委員会記録をやり直してもらうしかないです。特に公募要項で力を入れた部分に対応して提案を受け、選考委員会で審査をしているはずですが、説明責任を果たし、内容について厳正に審査をして、この指定管理者候補者が利用者・区民にとって新しいスポーツセンターを任せるのにふさわしい理由を示さなければなりません。
白井課長	議事録のまとめ方を修正します。
大澤委員	提案の中でピーウォッシュは「プロスポーツや実業団リーグの試合誘致」さらには「本拠地まで誘致する」とありますがこれは信ぴょう性としてはどうなのか、既存の実績はあるのですか。
白井課長	これは指定管理者の思いです。試合は誘致できているとのことですが、やがてはホームタウンも目指すという提案でした。しかし、実際は、観客席数を考えると、本拠地としては難しいという面はあります。

委員長	類似施設の運営実績に対する評価で、委員に差が出るのですか。運営実績の何を評価するのですか。
白井課長	実績に対して、経験などをみていただいています。
委員長	数は一緒ですね。選考委員が審査すべき項目ではないのではありませんか。事務局で確認すべき項目ではないですか。
白井課長	運営姿勢・組織運営方針などでしょうか。
委員長	明記していないとわからないです。姿勢や丁寧な対応をしているとか、示しておいた方がいいのではありませんか。
白井課長	職員配置については、指定管理者候補者は、麻布運動場・青山運動場・芝浦中央公園運動場は常勤を配置することになっているが、どのような考え方なのですか。
白井課長	現在、受付の体制や待遇に課題があって、利用者が多い施設で、常勤の責任者を配置するという事です。
委員長	苦情が多いからその対応ということですか。
白井課長	施設見学などに対応するためということですか。
委員長	事業者としての判断は、この施設には正規の常勤職員を配置するのがよいということですね。それはなぜですか。苦情が多いとか、利用者が多いので、きちんと常勤で対応して、さらに非常勤でカバーしてローテーションをするということではないのですか。きちんと確認しておいてください。
湯川委員	港区の特徴を把握した提案になっていないという事業者がありますが、どういうことを指しているのですか。またそれが採点表のどこで評価されているのですか。
白井課長	提案書の作り方が荒く、内容も薄い感じでした。防災危機管理や管理運営体制など、他の自治体の施設でやっていることをそのまま使いまわしているような提案が見受けられましたので、港区の指定管理者としての意欲を感じられませんでした。
委員長	報告書は選考委員会の記録との整合性をとって作成してください。また、情緒的な表現は、伝わらない部分がありますので、修正してください。 委員の意見の表現について、初めて見る人が分かるような報告書にしてください。内容についてももしっかり記載してください。 他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、指定管理者候補者を承認します。(結論)
白井生涯学習推進課長	議題1 指定管理者の選定について⑤(生涯学習センター及び青山生涯学習館) (所管課長から指定管理者候補者選考委員会報告書等の説明)
杉本委員	常勤職員の配置がないということは財団の固有職員はいないのですね。
白井課長	財団固有の職員はいません。
湯川委員	2次審査で「生涯学習を推進する取組」で2位の事業者はどのような視点で評価したのですか。選考理由として「文化サロン・アートサロンの位置づけ、独自性をもって運営する視点がある」というよりは、「生涯学習の施策や文化芸術の面で区との連携が図られていて効果的である」などの記載にした方がいいように思います。
白井課長	選考の理由として、「文化サロン・アートサロンの位置づけ、独自性の視点がある」ということが特に施設運営に対して評価されています。

湯川委員	どのように評価されているのでしょうか。
白井課長	施設の使用状況を踏まえています。青山生涯学習館は、使い方がかなり制限されますので音が出ない静かな活動が中心になります。2次審査では、社会教育主事の配置や国の動向を把握していないことにマイナスの評価のようでした。
小柳津委員	選考理由で「生涯学習センターを文化サロン、青山生涯学習館をアートサロン」とあるが、考え方として位置づけが明確になっていないのを選考理由に挙げていいのですか。
野上委員	2次審査の事業への意欲という項目で点数に大きく差がついています。単にプレゼンテーションが上手か下手か、ということで差が大きくなります。意欲を測る基準については明確にした方がいいと思います。
白井課長	事業への意欲の項目では、要資格者の配置の実現性なども表れています。審査委員からみて、事業者が真剣に取り組んでいると感じた点も評価につながっています。逆に、現状について簡単な説明だけで終わる事業者もいます。
野上委員	選考ポイントとして、「これまで不足していた機能を充実する提案がされている」とあって、現行の事業者が反省して追加したようにみえるのですが、新たな視点での提案も含まれていて評価されているのですか。
白井課長	これまでやるように指導してきた事項で今回提案されたものです。新たな取組も記載します。
委員長	類似施設における良好な管理運営の実績についての取扱いはスポーツ施設とあわせてください。それから、収支計画書の妥当性に関する審査項目がありますが、スポーツ施設では評価しておらず、違和感があります。それと、1次審査と2次審査で同じような項目がありますが、考え方は整理していますか。また、選考理由の「文化サロン」、「アートサロン」は位置づけが説明できないのではありませんか。それと、生涯学習を推進する取組の中で、調査・研究とありますが、これは区がやることではありませんか。
白井課長	条例で調査研究をすることが書かれています。
委員長	条例では、生涯学習施設は研究機関なのですか。貸し館ではないのですか。直営ならばいいですが、指定管理者が担うのは違和感があります。区職員のセンター長が配置されているときは、調査をして、あり方を研究するのは問題ないわけですが。郷土資料館も同じで文化財保護などで、指定管理者制度を導入できない領域があるのと同じで、研究機関で公の施設というのはたぶんないと思います。 いずれにして報告書の選考理由と、2次審査の委員意見は選考理由と整合性をとってください。 他になければ、各委員からの指摘内容を資料に補強することを条件に、指定管理者候補者を承認します。(結論)
	以上で平成25年度第3回港区指定管理者選定委員会を終了します。